

○公営住宅整備事業等補助要領（平成8年8月30日建設省住備発第83号）

（傍線部は改正部分）

新	旧
<p>公営住宅整備事業等補助要領</p> <p style="text-align: right;">平成8年8月30日 建設省住備発第83号 建設省住宅局長通知</p> <p style="text-align: right;">最終改正 令和6年3月29日国住備第463号</p> <p>第1～第3 （略）</p> <p>第4 公営住宅等の建設等に係る補助金の額</p> <p>第3第1項第一号及び第3第1項第三号並びに第3第3項第一号の公営住宅等の建設等に係る補助金の額は、次に掲げる費用（買取りの場合にあっては次に掲げる費用相当分。また、市街化調整区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第3項に規定する区域をいう。）<u>、土砂災害特別警戒区域若しくは災害危険区域（建築基準法第39条第1項に規定する災害危険区域のうち、急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域をいう。）又は地すべり防止区域（地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項に規定する地すべり防止区域をいう。）と重複する区域に限る。）</u>内において、公営住宅を除却し、除却後の土地に再建等する場合又は都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第88条第1項に規定する住宅等を新築する場合であって、同条第5項の規定に基づく公表に係るものである場合は、二に掲げる費用はその3分の2に相当する額）を</p>	<p>公営住宅整備事業等補助要領</p> <p style="text-align: right;">平成8年8月30日 建設省住備発第83号 建設省住宅局長通知</p> <p style="text-align: right;">最終改正 令和5年3月31日国住備第477号</p> <p>第1～第3 （略）</p> <p>第4 公営住宅等の建設等に係る補助金の額</p> <p>第3第1項第一号及び第3第1項第三号並びに第3第3項第一号の公営住宅等の建設等に係る補助金の額は、次に掲げる費用（買取りの場合にあっては次に掲げる費用相当分。また、市街化調整区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第3項に規定する区域をいう。）<u>若しくは</u>土砂災害特別警戒区域内において、公営住宅を除却し、除却後の土地に再建等する場合又は都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第88条第1項に規定する住宅等を新築する場合であって、同条第5項の規定に基づく公表に係るものである場合は、二に掲げる費用はその3分の2に相当する額）を合計した額（以下「公営住宅等の建設等に係る費用」という。）に2分の1を乗じて得た額とする。</p>

合計した額（以下「公営住宅等の建設等に係る費用」という。）に2分の1を乗じて得た額とする。

イ～ヘ（略）

2・3（略）

第5 住宅共用部分整備に係る補助金の額

（略）

2（略）

3 住宅共用部分整備に係る費用（前項りに掲げる費用を除く。）について、本体工事と分離して積算することが困難な場合等にあつては、前項の規定にかかわらず、令和6年度における住宅局所管事業に係る標準建設費等について（令和6年3月29日付け国住備第459号、国住整第123号、国住市第87号。以下「標準建設費等共同通知」という。）第2の規定により算定される主体附帯工事費（建設又は改良に要する費用が、当該主体附帯工事費を下回る場合にあつては、当該建設又は改良に要する費用）に、低層住宅（地上階数2以下のものをいう。）、中層住宅（地上階数3以上5以下のものをいう。）及び高層住宅（地上階数6以上のものをいう。）の区分に応じ、それぞれ次の表に掲げる数値を乗じて得た額と前項りに掲げる費用との合計額を住宅共用部分整備に係る費用とすることができる。

（表略）

4（略）

第6・第7（略）

第8 団地関連施設整備に係る補助金の額

（略）

イ～ヘ（略）

2・3（略）

第5 住宅共用部分整備に係る補助金の額

（略）

2（略）

3 住宅共用部分整備に係る費用（前項りに掲げる費用を除く。）について、本体工事と分離して積算することが困難な場合等にあつては、前項の規定にかかわらず、令和5年度における住宅局所管事業に係る標準建設費等について（令和5年3月31日付け国住備第473号、国住整第50号、国住市第115号。以下「標準建設費等共同通知」という。）第2の規定により算定される主体附帯工事費（建設又は改良に要する費用が、当該主体附帯工事費を下回る場合にあつては、当該建設又は改良に要する費用）に、低層住宅（地上階数2以下のものをいう。）、中層住宅（地上階数3以上5以下のものをいう。）及び高層住宅（地上階数6以上のものをいう。）の区分に応じ、それぞれ次の表に掲げる数値を乗じて得た額と前項りに掲げる費用との合計額を住宅共用部分整備に係る費用とすることができる。

（表略）

4（略）

第6・第7（略）

第8 団地関連施設整備に係る補助金の額

（略）

<p>2 前項の団地関連施設整備に係る費用は、次に掲げる項目に係る費用を合計した額（ただし、1戸当たり<u>3,931千円</u>を限度とする。）をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 給水施設の整備に要する費用（用地取得造成費を含む。） ロ 排水処理施設の整備に要する費用（用地取得造成費を含む。） ハ 道路の整備に要する費用（用地取得造成費を含む。） ニ 児童遊園の整備に要する費用（用地取得造成費を含む。） <p>3 （略）</p> <p>第9～第30 （略）</p> <p>附 則 （略）</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>第1条 この要領は、令和6年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>第2条 令和6年度末までに調査設計に着手する場合は、本要綱第4第1項柱書の規定の適用については、なお従前の例による。</u></p>	<p>2 前項の団地関連施設整備に係る費用は、次に掲げる項目に係る費用を合計した額（ただし、1戸当たり<u>3,593千円</u>を限度とする。）をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 給水施設の整備に要する費用（用地取得造成費を含む。） ロ 排水処理施設の整備に要する費用（用地取得造成費を含む。） ハ 道路の整備に要する費用（用地取得造成費を含む。） ニ 児童遊園の整備に要する費用（用地取得造成費を含む。） <p>3 （略）</p> <p>第9～第30 （略）</p> <p>附 則 （略）</p> <p><u>（新設）</u></p>
---	---